

鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域共同施設災害復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内において、台風や局地的集中豪雨などの風水害や地震等の異常な天然現象（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条に規定する災害）により、地域の振興に寄与する地域内の共同施設（地域自治会等で管理している生活道路、用排水路、広場、児童利用遊具等（以下「共同施設」という。））に被害が生じた場合、被災した共同施設の復旧に必要となる経費の一部を助成することにより、防災面での共同施設機能を維持し、地域の活性化と住民生活の安全安心を支援することを目的として交付する。

なお、本補助金の交付先は、地域づくりの主体である市町村とし、市町村の主体的な取組を支援する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、本補助金を交付する補助事業は、他の補助金等の交付対象金額となるものを除く。

2 本補助金の額は、前項に規定する補助事業に要する経費（別表第4欄の直接補助対象経費又は間接補助対象経費をいう。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に2分の1（以下「補助率」という）を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとし、300千円を限度（令和3年7月豪雨により被害が生じた住宅敷地内への土砂・がれき流入や土砂等の流入による住宅の塀の損傷等にかかる修繕、撤去等の事業については200千円を限度）とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、前各項に規定する補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注及び県内産資材の購入に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として共同施設が被災してから1年以内かつ事業開始の3日前までに行わなければならない。ただし、交付申請前に緊急に施行する必要のある箇所は、事業開始後であっても交付申請できるものとする。この場合、速やかに交付申請を行うこととする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第

1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 補助事業者は、別表第1欄（2）の間接補助事業に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、同表第5欄の間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

| 補助事業者等 | 間接補助事業者 |
|----------------|-----------|
| 交付決定 | 間接交付の決定 |
| 補助事業等 | 間接補助事業 |
| 知事 | 補助事業者 |
| 様式第2号による | 補助事業者が定める |
| 対象事業 | 間接補助事業 |
| 様式第3号による | 補助事業者が定める |
| 補助金等及び間接県費補助金等 | 間接補助金 |

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い等)

第11条 補助事業者は、別表第1欄（1）の直接補助事業に係る補助金の支払いを受けたときは、遅滞なく原材料等を地域自治会等へ引き渡さなければならない。

- 2 補助事業者は、別表第1欄（2）の間接補助事業に係る補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の共同施設
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(提出書類の部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄総合事務所長等（鳥取県土整備事務所長、八頭県土整備事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長及び西部総合事務所日野振興センター所長をいう。）を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。